

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

4 荒監第 1 3 9 号  
令和 5 年 3 月 1 3 日

荒 川 区 長 殿  
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員	齋 藤 暢 生
同	望 月 壽 夫
同	齋 藤 泰 紀

令和 4 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

## 1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査であり、「荒川区監査委員監査基準に準拠し、財政援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているか。」について監査を実施した。

## 2 実施期間

令和4年11月1日から令和5年2月3日まで

## 3 監査対象団体等

監 査 対 象			財政的援助 等内容
団 体 等	関 係 部		
1	株式会社 ニッコトラスト (清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家)	地域文化スポーツ部	指定管理者
2	学校法人 柏こぼと学園 (みるく保育園)	子ども家庭部	補助金
3	社会福祉法人 東京都福祉事業協会 (東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター)	福祉部	指定管理者
4	株式会社 コングレ (日暮里サニーホール)	地域文化スポーツ部	指定管理者
5	東京広域勤労者サービスセンター	産業経済部	補助金、出損金
6	学校法人 道灌山学園 (東日暮里ふれあい館)	区民施設課	指定管理者
7	公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団 (ACC)	地域文化スポーツ部	補助金、出損金
8	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 (南千住駅東口自転車等駐車場及び日暮里駅前 自転車駐車場)	防災都市づくり部	指定管理者
9	社会福祉法人 東京都福祉事業協会 (尾久隣保館保育園)	子ども家庭部	補助金
10	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (荒川生活実習所及び荒川福祉作業所)	福祉部	指定管理者

#### **4 監査の実施内容**

監査対象団体等及び区関係部署から提出された監査資料、並びに監査対象に該当する事業等について関係書類を調査し、必要に応じて関係者から説明を聴取し、監査を実施した。

#### **5 監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果**

監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

## 対 象 団 体 別 目 次

	頁
1 株式会社 ニッコクトラスト （清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家） .....	1
2 学校法人 柏こぼと学 （みるく保育園） .....	3
3 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 （東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター） .....	5
4 株式会社 コングレ （日暮里サニーホール） .....	7
5 東京広域勤労者サービスセンター .....	9
6 学校法人 道灌山学園 （東日暮里ふれあい館） .....	11
7 公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団（ACC） .....	13
8 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 （南千住駅東口自転車等駐車場及び 日暮里駅前自転車駐車場） .....	15
9 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 （尾久隣保館保育園） .....	18
10 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 （荒川生活実習所及び荒川福祉作業所） .....	20

# 1 株式会社 ニッコクトラスト

## (荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家（以下「清里高原施設」という。）の指定管理者である株式会社ニッコクトラスト（以下「ニッコクトラスト」という。）は事務所を東京都中央区に置き、官公庁や民間事業所等における食堂の受託経営や専門料理店の経営等を行っている。

##### (1) 指定管理業務

- ア 清里高原施設利用の承認、不承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- イ 清里高原施設利用料金の収納、減免及び還付に関する業務
- ウ 災害の防止にかかわる業務
- エ 清里高原施設の管理運営等に係る経理に関する業務
- オ 清里高原施設の施設及び附帯設備の維持管理並びに備品等の管理保全（簡易な修繕及び整備を含む）に関する業務
- カ 清里高原施設の運営に当たり、一般賄の他特別料理等の提供
- キ 清里高原施設の利用率アップのための各種企画事業の実施
- ク 清里高原施設の案内や利用の手引き等、印刷物の作成及び配布
- ケ その他、区が必要と認める業務

##### (2) 施設の職員体制

清里高原施設の職員体制は、統括責任者1名、管理人2名、調理責任者1名、事務（調理兼任）1名、調理員4名、調理補助員2名である。

#### 2 区との財政援助等の関係

区は、清里高原施設の指定管理業務（指定期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

### 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

#### 1 監査の着眼点

##### (1) ニッコクトラスト

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は、適正に行われているか

##### (2) 地域文化スポーツ部

- ア ニッコクトラストに対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等手続は適切か

## 2 監査の範囲

令和3年度の指定管理事業について実施した。

## 3 監査日

(1) ニッコトラスト 令和4年11月1日～2日 (委員監査・事務監査)

(2) 地域文化スポーツ部 令和4年11月1日～2日 (委員監査・事務監査)

## 第3 監査の結果

令和3年度の指定管理料の実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		当初計画	決算
収 入	指 定 管 理 料	69,325,000	74,661,000
	利 用 料 収 入	20,437,000	6,470,784
	そ の 他 収 入	800,000	286,480
	合 計	90,562,000	81,418,264
支 出	管 理 運 営 費	57,886,133	52,344,868
	人 件 費	24,640,477	24,907,375
	修 繕 費	3,930,000	3,944,111
	合 計	86,456,610	81,196,354
収支差額		4,105,390	221,910

※ 指定管理料については、利用料金収入が当初計画から大幅に減少し3割程度であったことから、5,336,000円増額している。

※ 人件費及び修繕費について当初計画で示した金額を超えた支出は、指定管理者の負担としている。

※ 収支差額における管理運営費収支差額分については、当初計画の確保したい利益額を下回ったため、区への納付額は発生していない。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 2 学校法人 柏こぼと学園 (みるく保育園)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

学校法人柏こぼと学園（以下「柏こぼと学園」という。）は、事務所を千葉県柏市十倉二 287 番地の 270 に置き、昭和 61 年 4 月に設立し、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的に、学校や教育に附帯する事業として保育所を設置し、運営している。

#### 2 補助事業の概要

##### (1) 補助の目的

区は、柏こぼと学園が運営する東京都認証保育所「みるく保育園」に対し、荒川区認証保育所運営費等補助要綱に基づき保育を実施するために要する経費の一部を補助している。また、この補助金以外にも保育士キャリアアップ補助金等各種補助金を各補助要綱に基づき交付している。

##### (2) 補助事業の内容

みるく保育園は東尾久六丁目 9 番 4 号にある、0 歳児から 2 歳児を対象とした東京都認証保育園である。開設は平成 28 年 6 月 1 日で、定数は 0 歳児が 6 名、1 歳児 8 名、2 歳児 8 名の計 22 名である。

##### (3) 施設の職員体制及び園児数（令和 3 年 4 月現在）

みるく保育園の職員体制は、園長 1 名、主任 1 名、保育従事職員 9 名、調理士 2 名、である。

園児数は、次表のとおりである。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合 計
園 児 数	2 人	8 人	6 人	16 人

#### 3 区との財政援助等の関係

区は、柏こぼと学園に対して、みるく保育園の保育所運営費等に要する経費の一部を補助している。

### 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

#### 1 監査の着眼点

##### (1) 柏こぼと学園



ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子ども家庭部

ア 柏こぼと学園に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

## 2 監査の範囲

令和3年度の補助対象事業について実施した。

## 3 監査日

(1) 柏こぼと学園 令和4年12月16日 (委員監査・事務監査)

(2) 子ども家庭部 令和4年12月16日 (委員監査・事務監査)

## 第3 監査の結果

令和3年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
認証保育所運営費補助金	30,113,380	30,113,380	0
健康診断費・腸内検査費 補助金	81,362	81,362	0
蔵書充実推進費補助金	18,000	18,000	0
保育士等キャリアアップ補助金	4,230,000	4,194,000	36,000
保育従事職員宿舎借上支援事業補助金	727,560	727,560	0
保育力強化事業補助金	364,000	364,000	0
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業助成金	400,000	400,000	0
保育従事職員等処遇改善事業補助金	229,180	229,180	0
合 計	36,163,482	36,127,482	36,000

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

### 3 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 (区立東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター)

#### 第1 監査対象の概要

##### 1 団体の概要

荒川区立東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター（以下「通所サービスセンター」という。）の指定管理者である社会福祉法人東京都福祉事業協会（以下「福祉事業協会」という。）は、事務所を北区王子二丁目19番21号に置き、前身となる東京府慈善協会として大正6年2月11日に設立された社会福祉法人である。

福祉事業協会は、保育所、母子生活支援施設、高齢者福祉施設等の運営等を行っている。

##### (1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に関する業務

イ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護に関する業務

ウ 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に関する業務

エ 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に基づくものに限る。)介護予防通所介護に関する業務

オ 家族又は介護者に対する指導及び相談に関する業務

カ 生きがい活動支援通所サービスに関する業務

キ 条例第13条に規定する利用料金の收受及び減免に関する業務

ク 管理物件の管理保全（小規模な修繕及び整備を含む）に関する業務

ケ その他、区長が必要と認める事業に関する業務

##### (2) 施設の職員体制

通所サービスセンターの職員体制は、センター長1名、主任2名、機能訓練指導員1名、介護職員10名、看護職員3名、その他13名で構成されており、常勤職員9名、非常勤職員21名である。

#### 2 区との財政援助等の関係

通所サービスセンター（指定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）は、利用料金を団体の収入とし指定管理事業に充てているため、区は、指定管理事業に要する経費を支出していない。その他、介護保険外事業や高齢者来食サービス業務の委託料を支出している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 福祉事業協会

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理事業に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 福祉部

福祉事業協会に対する指導監督は適切か

### 2 監査の範囲

令和3年度の指定管理事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 福祉事業協会 令和4年12月22日（事務監査）

(2) 福祉部 令和4年12月22日（事務監査）

## 第3 監査の結果

令和3年度の指定管理事業実績は次表のとおりである。

(単位：円)

介護保険事業収入		101,656,679
支出		124,208,296
内 訳	管理費	8,612,329
	運営費	14,218,525
	人件費	100,472,465
	修繕費	904,977

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 4 株式会社 コングレ (日暮里サニーホール)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

日暮里サニーホールの指定管理者である株式会社コングレ（以下「コングレ」という。）は、本店を東京都中央区日本橋3-10-5 オンワードパークビルディングに置き、平成2年6月に設立された株式会社である。

コングレは、各種会議・式典・展示会・見本市等の企画運営、会議施設等の管理運営、調査・コンサルティング、ITシステムの開発等を行っている。

##### (1) 指定管理業務

日暮里サニーホールの指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 文化活動の実施に関する事業

イ 文化活動及び地域コミュニティ活動に関する相談及び情報の提供に関する事業

ウ 施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の利用に関する業務

エ 施設等の利用等の承認、不承認及び利用承認の取消に関する業務

オ 施設等の利用料金の收受、減免及び還付に関する業務

カ 施設等の維持管理に関する業務

キ その他区が必要と認める業務

##### (2) 施設の職員体制

日暮里サニーホールの職員体制は、常勤職員が館長1名、受付事務（事業主任）1名（館長、受付事務（事業主任）は、ムーブ町屋と兼務）、受付事務6名、舞台技術5名の計13名であり、このほかに非常勤職員が受付事務4名の計17名である。

#### 2 区との財政援助等の関係

区は、コングレに対して、日暮里サニーホールの指定管理業務（指定管理期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、ムーブ町屋の指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。

### 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

#### 1 監査の着眼点

(1) コングレ

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部

- ア コングレに対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

## 2 監査の範囲

令和3年度の指定管理事業について実施した。

## 3 監査日

- (1) コングレ 令和5年1月11日（事務監査）
- (2) 地域文化スポーツ部 令和5年1月11日（事務監査）

## 第3 監査の結果

令和3年度年度の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

	収入額		支出額	収支差額
指定管理料	85,875,919	人件費	53,292,737	
利用料金収入	33,112,250	修繕費	2,293,940	
その他	60,798	管理運営費	70,020,967	
合計	119,048,967	合計	125,607,644	△ 6,558,677

※指定管理料については、管理運営費・人件費及び修繕費の区への返還額を差し引いた金額を決算額としている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による増減額を調整している。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

なお、地域文化スポーツ部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において、一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

## 5 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター(平成29年12月19日一般財団法人東京城北勤労者サービスセンターから名称変更、以下「勤労者センター」という。)は、平成24年度に豊島区と北区のサービスセンターが合併し、平成25年度に荒川区勤労者福祉サービスセンターが加わって3区の出捐金等をもとに設立された法人であり、平成30年4月1日からは杉並区を加え事業の広域化が図られた。

勤労者センターは本部を豊島区に置き、営業所を荒川区、北区及び杉並区に置いている。

##### (1) 設立目的

勤労者センターは、荒川区、豊島区、北区及び杉並区内の中小企業等に勤務する勤労者と事業主及び区に居住し、区外の中小企業等に勤務する勤労者並びに区民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的としている。

##### (2) 主な事業

- ア 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- イ 中小企業勤労者福祉に関する各種講習会等の事業
- ウ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- エ 中小企業勤労者福祉事業
- オ 東京都及び区が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力事業
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

##### (3) 組織

勤労者センターは、理事24名、監事2名、評議員23名、職員20名をもって構成されている。

#### 2 補助事業の概要

##### (1) 補助の目的

勤労者センターの健全な運営と発展を確保し、もって勤労者及び一般区民の福祉向上を図る。

##### (2) 補助事業の内容

勤労者センターを管理運営するにあたって必要な経費のうち、区長が認めたもの。

### 3 区との財政援助等の関係

区は、勤労者センターの基本財産として 300 万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 勤労者センター

ア 事業運営は、出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出捐金、補助金に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 産業経済部

ア 勤労者センターに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

### 2 監査の範囲

令和3年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 勤労者センター 令和5年1月17日（委員監査）、19日（事務監査）

(2) 産業経済部 令和5年1月17日（委員監査）、19日（事務監査）

## 第3 監査の結果

令和3年度の出捐金及び補助金実績は次表のとおりである。

#### (1) 出捐金

区が勤労者センターに出捐した300万円は、勤労者センターの基本財産として運用していた。

#### (2) 補助金実績

(単位：円)

区	分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター補助金		27,222,000	24,829,282	2,392,718
内 訳	職 員 人 件 費	26,123,000	23,981,646	2,141,354
	運 営 費	1,099,000	847,636	251,364

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 6 学校法人 道灌山学園 (東日暮里ふれあい館)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

東日暮里ふれあい館の指定管理者である学校法人道灌山学園(以下「道灌山学園」という。)は、事務所を荒川区西日暮里四丁目7番15号に置き、教育基本法及び学校教育法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法に従い、私立学校を設置し学校教育を行うとともに、道灌山幼稚園、高松幼稚園、道灌山学園保育福祉専門学校を設置運営している。

##### (1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全(簡易な修繕及び整備を含む。)に関する業務

エ 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

##### (2) 施設の職員体制

東日暮里ふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員5名、非常勤職員5名である。

#### 2 区との財政援助等の関係

区は、東日暮里ふれあい館(指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)の指定管理業務に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は西日暮里ふれあい館の指定管理者として指定し、指定管理料5,737万7,234円を支出している。

また、私立私立幼稚園等園児保護者補助金等3,789万7,110円を支出し、南千住四丁目学童クラブ業務委託他5学童クラブの業務委託及び放課後子どもプラン業務委託料として1億8,006万2,423円を支出している。

### 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

#### 1 監査の着眼点

##### (1) 道灌山学園



- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は、適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア 道灌山学園に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等手続は適切か

## 2 監査の範囲

令和3年度の東日暮里ふれあい館指定管理事業について実施した。

## 3 監査日

- (1) 道灌山学園                      令和5年1月23日（委員監査・事務監査）
- (2) 区民生活部                      令和5年1月23日（委員監査・事務監査）

## 第3 監査の結果

令和3年度の指定管理料実績は次表のとおりである。

（単位：円）

収入額		支出額		収支差額
指定管理料	49,696,422	管理運営費	12,898,534	
利用料収入	—	人件費	34,801,591	
その他収入	0	修繕費	1,084,996	
合計	49,696,422	合計	48,785,121	911,301

※ 指定管理料については、管理運営費・人件費及び修繕費の区への返還額を差し引いた金額を決算額としている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による増減額を調整している。

※ 人件費について、当初計画で示した金額を超えた支出は、指定管理者の負担としている。

※ 修繕費については、精算後の金額を記載している。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、道灌山学園及び区民生活部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項について監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

## 7 公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「振興財団」という。）は、事務所を荒川区荒川七丁目 20 番 1 号町屋文化センター内に置き、財団法人荒川区地域振興公社として昭和 63 年 8 月 1 日に旧民法第 34 条に基づき設立され、その後、平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行し、名称変更した。

##### (1) 設立目的

振興財団は、荒川区における芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展と区民生活の向上に資することを目的としている。

##### (2) 主な事業

- ア 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業
- イ 芸術文化振興のための人材育成に関する事業
- ウ 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業
- エ 芸術文化振興のための講座、展示会、鑑賞会等の事業
- オ 前各号の事業に必要な施設の管理運営
- カ その他法人の目的を達成するために必要な事業

##### (3) 組織

振興財団は、理事 10 名、監事 2 名、評議員 16 名、職員 15 名（区派遣常勤職員 7 名、固有常勤職員 1 名、固有非常勤職員 7 名）をもって構成されている。

### 2 補助事業の概要

#### (1) 補助の目的

区は、振興財団に対し、その業務に要する経費の一部を交付することによって、健全な運営と発展を図り、もって区の芸術文化の振興に資することを目的とする。

#### (2) 補助事業の内容

- ア 財団職員人件費
- イ 財団運営費
- ウ 芸術文化地域振興事業費

### 3 区との財政援助等の関係

区は、振興財団へ基本財産として 5 億円を出捐している。

また、業務に要する経費の補助金を交付しているほか、荒川区立町屋文化センターの指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 振興財団

ア 事業運営は、出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出捐金及び補助金に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 地域文化スポーツ部

ア 振興財団に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

### 2 監査の範囲

令和3年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 振興財団 令和5年1月25日（委員監査・事務監査）

(2) 地域文化スポーツ部 令和5年1月25日（委員監査・事務監査）

## 第3 監査の結果

令和3年度の出捐金及び補助金実績は次のとおりである。

#### (1) 出捐金

区が振興財団に出捐した5億円は、振興財団の基本財産として運用していた。

#### (2) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
財 団 職 員 人 件 費	40,923,000	37,233,434	3,689,566
財 団 運 営 費	18,906,000	13,535,424	5,370,576
芸術文化・地域振興事業費	44,044,000	19,785,192	24,258,808
合 計	103,873,000	70,554,050	33,318,950

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 8 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社 (南千住駅東口自転車等駐車場及び日暮里駅前自転車駐車場)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

南千住駅東口自転車等駐車場及び日暮里駅前自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の指定管理者である日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社（以下「コンピュータ・ダイナミクス」という。）は、本社を品川区に置き、昭和42年3月16日に設立された株式会社である。

コンピュータ・ダイナミクスは、コンピュータシステムの導入・開発・運用管理及び自転車駐車場の経営並びに設備機器・関連システムの開発、販売、運用等を行っている。

##### (1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は次のとおりである。

ア 施設の利用の承認及び不承認に関する業務

イ 施設の利用料金の収受、減額及び還付に関する業務

ウ 施設の利用承認の取消し等に関する業務

エ 施設、附属設備及び備品の管理保全（軽微な修繕及び整備を含む。）に関する業務

オ 施設内の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務

カ 災害の防止に関する業務

キ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

ク その他、区長が特に必要と認める業務

##### (2) 施設の職員体制

自転車駐車場の職員体制は、「南千住駅東口」が地区長1名、管理員7名、「日暮里駅前」が地区長1名、管理員9名であり、このほか、両施設を統括する統括場長を1名置いている。

#### 2 区との財政援助等の関係

区は、自転車駐車場の利用料金をコンピュータ・ダイナミクスの収入とし、指定管理業務（指定期間は平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に要する経費としては、修繕費だけを支出している。

このほか、収支計画書に記載された内容を超過した収支差額等について、納付金として区に支払うよう定めている。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) コンピュータ・ダイナミクス

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理事業に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 防災都市づくり部

ア コンピュータ・ダイナミクスに対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出及び納付金の収納等の手続は適切か

### 2 監査の範囲

令和3年度の指定管理事業について実施した。

### 3 監査日

(1) コンピュータ・ダイナミクス 令和5年1月27日 (委員監査)

令和5年1月31日 (事務監査)

(2) 防災都市づくり部

令和5年1月27日 (委員監査)

令和5年1月31日 (事務監査)

## 第3 監査の結果

令和3年度の事業実績は、次表(1)、(2)、(3)のとおりである。

### (1) 指定管理料実績

(単位:円)

指定管理料 (修繕費)	交付額 (A)	執行額 (B)	精算額 (A-B)
南千住駅東口 自転車等駐車場	2,130,156	590,260	1,539,896
日暮里駅前自転車駐車場	1,617,288	1,006,500	610,788
合計	3,747,444	1,596,760	2,150,684

### (2) 利用料金収納実績

(単位:円)

利用料金	予算額 (A)	収入額 (B)	差額 (B-A)
南千住駅東口 自転車等駐車場	28,800,000	25,771,100	△ 3,028,900
日暮里駅前自転車駐車場	21,000,000	19,148,500	△ 1,851,500
合計	49,800,000	44,919,600	△ 4,880,400

## (3) 収支差額等

(単位:円)

利用料金	収支差額	納付金実績
南千住駅東口 自転車等駐車場	5,553,053	0
日暮里駅前自転車駐車場	△ 5,631,167	0
合 計	△ 78,114	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なもの  
認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

## 9 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 (尾久隣保館保育園)

### 第1 監査対象の概要

#### 1 事業の内容

##### (1) 事業の目的

社会福祉法人東京都福祉事業協会（大正6年2月11日設立。以下「福祉事業協会」という。）は、事務所を北区王子二丁目19番21号に置き、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設として、保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とし、親の就労支援、地域の子育て支援に貢献することとし、荒川区町屋六丁目28番11号に尾久隣保館保育園を設置運営している。

##### (2) 事業の現況

尾久隣保館保育園の施設概要は表(1)、入所児童数は表(2)のとおりである。

表(1) 施設概要

所在地	荒川区町屋六丁目28番11号
施設概要	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 5階建の1・2階と3階の一部 延床面積 1,407.08㎡  主な施設 ①乳児室・ほふく室 157.40㎡ ②保育室 310.96㎡ ③遊戯室 128.98㎡ ④調理室 82.66㎡ ⑤事務室・医務室 47.26㎡ ⑥沐浴室 11.12㎡ ⑦調乳室 8.69㎡ ⑧トイレ 58.52㎡

表(2) 入所児童数（単位：名）

(令和3年6月1日現在)	
区 分	入所児童数
0 歳 児	12
1 歳 児	27
2 歳 児	31
3 歳 児	38
4 歳 児	31
5 歳 児	40
合 計	179

##### (3) 施設の職員体制

尾久隣保館保育園の職員体制は、園長1名、保育士38名（非常勤10名を含む）、看護師1名、栄養士1名、調理員6名（非常勤3名を含む）、用務員2名（非常勤1名を含む）をもって構成されている。

#### 2 区との財政援助等の関係

区は、福祉事業協会に対して、尾久隣保館保育園の活動を支援・育成することを目的として補助金を交付している。

このほか、区は、私立保育所運営費外1事業の扶助費として2億5,949万7,710円を支出している。

また、区は、福祉事業協会を①荒川区立汐入とちのき保育園 ②荒川区立東日暮里在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者に指定しており、指定管理料 2億 1,334万 390円を支出している。

このほか、区は、三日小学童クラブ業務事業の委託料として 3,815万 382円、ハイツ尾竹運営費の補助金として 892万 2,289円を支出している。

## 第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 福祉事業協会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 子ども家庭部

ア 福祉事業協会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

### 2 監査の範囲

令和3年度の補助対象事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 福祉事業協会 令和5年1月30日（委員監査・事務監査）

(2) 子ども家庭部 令和5年1月30日（委員監査・事務監査）

## 第3 監査の結果

福祉事業協会における令和3年度の区補助金実績は、次表のとおりである。

（単位：円）

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
入所児等に対する助成	20,638,300	20,548,300	90,000
代替職員採用に係る補助	626,190	626,190	0
保育従事職員宿舍借上 支 援 事 業 補 助 金	1,943,140	1,919,710	23,430
新型コロナウイルス感染 症感染拡大防止助成金	397,000	397,000	0
保育士等処遇改善補助金	705,880	705,880	0
合 計	24,310,510	24,197,080	113,430

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。



# 10 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 (荒川生活実習所及び荒川福祉作業所)

## 第1 監査対象の概要

### 1 団体の概要

荒川区立荒川生活実習所、荒川区立荒川福祉作業所(以下「生活実習所、福祉作業所」という。)の指定管理者である社会福祉法人荒川区社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)は、事務所を荒川区南千住一丁目13番20号に置き、昭和39年1月22日に設立された社会福祉法人である。

社会福祉協議会は、荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的として事業を行っている。

#### (1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

##### ア ①生活実習所

- ・生活指導及び作業指導に関する業務
- ・その他区長が必要と認める事業に関する業務

##### ②福祉作業所

- ・授産活動及び生活訓練に関する業務
- ・その他区長が必要と認める事業に関する業務

##### イ 施設及び付属施設の保守点検に関する業務

##### ウ 施設の清掃に関する業務

##### エ 備品の管理に関する業務

##### オ 災害の防止に関する業務

##### カ その他の維持管理に関する業務

##### キ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

#### (2) 施設の職員体制

生活実習所の職員体制は、常勤職員が施設長1名、主任2名、生活支援員16名、看護師2名、栄養士1名、事務員2名の計24名であり、このほかに非常勤職員等が生活支援員4名、看護師1名、用務1名である。

福祉作業所の職員体制は、常勤職員が施設長1名、主任1名、就労支援員1名、生活支援員1名、職業指導員1名、栄養士1名、事務員2名で計8名であり、非常勤職員等が職業指導員2名、生活支援員3名、看護師1名、用務1名である。このうち看護師、栄養士、事務員、用務は兼務となっている。

## 2 区との財政援助等の関係

区は、社会福祉協議会に対して、生活実習所及び福祉作業所の指定管理業務（指定管理期間は、平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、社会福祉協議会が実施する社会福祉活動等に要する経費の一部を補助している。また、在宅高齢者通所サービスセンターや老人福祉センター等の福祉施設の指定管理者に指定するとともに、障害者就労支援事業、ファミリーサポートセンター事業、手話講習会事業などの委託を行っている。

## 第 2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

### 1 監査の着眼点

#### (1) 社会福祉協議会

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

#### (2) 福祉部

ア 社会福祉協議会に対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

### 2 監査の範囲

令和 3 年度の指定管理事業について実施した。

### 3 監査日

(1) 社会福祉協議会 令和 5 年 2 月 3 日（委員監査・事務監査）

(2) 福祉部 令和 5 年 2 月 3 日（委員監査・事務監査）

## 第 3 監査の結果

令和 3 年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		協定額	執行額	精算(返還)額
事務費	人件費	230,637,963	212,056,524	18,581,439
	管理費	70,513,062	65,392,086	5,120,976
事業費	生活実習所	8,392,264	5,445,172	2,947,092
	福祉作業所	6,092,421	3,777,703	2,314,718
合 計		315,635,710	286,671,485	28,964,225

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、  
是正又は改善を要する事項はなかった。